

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、西部・北部に広がる広大な牧之原台地の大茶園を背に、富士山を眺められる県内屈指の海水浴場を持つ海岸地、河川の沖積平野などから構成されている。

また、緑豊かな環境の中、温暖で穏やかな気候にも恵まれ、お茶などの地元特産品や、子生れ温泉などの著名な観光施設が集積し、市域の外周には、「相良牧之原インターチェンジ」、「御前崎港」、「富士山静岡空港」があり陸、海、空のそれぞれの交通インフラが整備され地理的優位性を有している。

人口は、1970年代から1990年代前半までは人口増加が続いたが、1995年に52,067人に達して以降、現在まで人口減少が続いている。一方で、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びたことから、老年人口は一貫して増加を続けている。このような状況の中、当市の中小企業では若年層の採用難や従業員の高齢化等といった雇用問題の深刻化や、事業承継や技能承継の困難化による経営資源の散逸等が懸念される。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、静岡県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、更に経済発展していくことを目指す。それを実現するため、同意から2年間で6件以上の先端設備等導入計画の認定数を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、行政、市内の様々な産業団体、企業などによる連携体制の構築を基礎とし、地域資源の発掘、研鑽による魅力ある地域産業づくりに取り組むとともに、新たな取組への挑戦や起業をしようとする事業者の意欲向上に係る取組、技術的な指導などを通じて、事業者の成長を戦略的に支援しているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てと

する。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、行政、市内の様々な産業団体、企業などによる連携体制の構築を基礎とし、地域資源の発掘、研鑽による魅力ある地域産業づくりに取り組むとともに、新たな取組への挑戦や起業をしようとする事業者の意欲向上に係る取組、技術的な指導などを通じて、事業者の成長を戦略的に支援しているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、行政、市内の様々な産業団体、企業などによる連携体制の構築を基礎とし、地域資源の発掘、研鑽による魅力ある地域産業づくりに取り組むとともに、新たな取組への挑戦や起業をしようとする事業者の意欲向上に係る取組、技術的な指導などを通じて、事業者の成長を戦略的に支援しているため、本計画の対象業種及び事業は、全業種及び全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

市税等を滞納していないもので、かつ、代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員等でない事業者を対象とする。また、人員削減を目的とした取組は対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。